

## 鉱業史再考 (6)

### フィリピンを事例としたグローバルネットワーク & 結語

Rethinking of the Mining History (6)

— Glocal network over the Philippines & Conclusion —

栗田 英幸

Hideyuki KURITA

#### Summary

This paper addresses local people and the government in the Philippines under global network, which had been analyzed in previous papers to describe the 3 stages of mining network, as glocalnetwork. Under the framework of national mining policy strongly regulated by global network, government and TNCs have promoted mining developments and oppressed local people struggle against mining activities through patron-client relation stretched all over the Philippines. However, accumulation of failure experience against mining activities is leading effective glocalnetwork very recently. Now, local people can bring their position through People's Organizations (POs) and Non Government Organizations (NGOs) into the global level so that the arena to control mining activities also expands, which changes important factors of their influence from political, economical, and armed power into discourse on the environment, human rights, and peoples' life.

Through historical and structural analysis, this paper concludes the reason why 'sustainable development' institution has still promoted severe damages from the view point of Developmentalism which always put more importance on accumulation of profit than on structural violence's 'unfair influence gap'.

これまで、グローバルレベルでの鉱業政策の変遷がグローバル・ネットワークによって大きく規定されてきたことを明らかにしてきた(栗田 2005a, 2005b, 2004)。本稿では、フィリピンの事例からナショナルとローカルとの間のネットワークおよび影響力格差の変遷を描き出すことによって、グローバル規模に存在する構造的暴力とグローバルネットワークを抽出する。

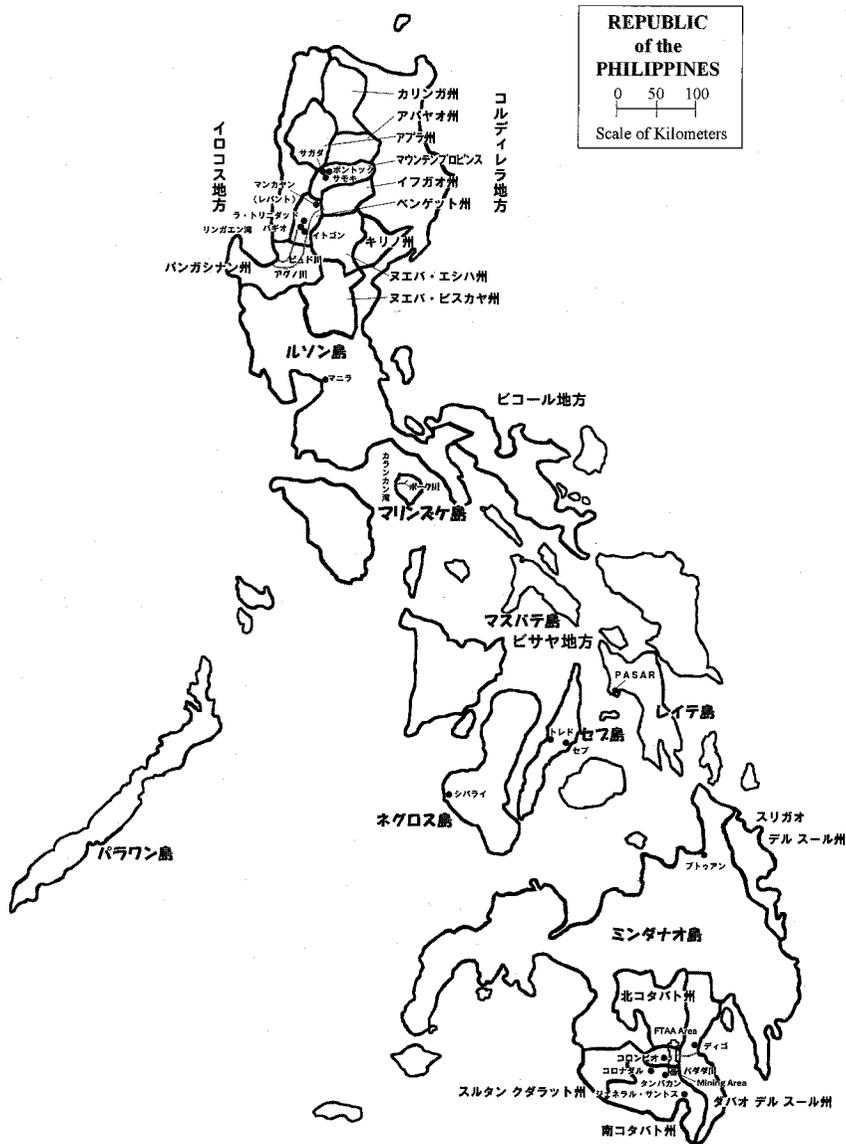
#### 1. 世界システムへ組み込まれる鉱物資源<sup>1)</sup>

##### 1-1 緩やかなグローバルネットワーク

フィリピンの鉱物資源がグローバルネットワークに組み込まれた時期について明確に語る資

1) 本節に関する詳細な分析は、栗田 (1998) を参照されたい。

料は存在しない。しかし、『諸藩史』(趙 1225)では、982年に麻逸(ミンダナオ島)からアラブ船が大量の金を中国に持ち込んでいることが記述されている。フィリピンと中国との交易は徐々に拡大し、スペインがフィリピンと接触した16世紀には、フィリピン各地で金の分業が構築されており、フィリピンの金は中国や日本、スペイン、ポルトガル、オランダを媒介として、既に世界商品となっていた。しかし、金の分業が、分業を支えるバランガイと呼ばれる最小集落単位の独立性を損ねるものではなかったことは、当時のバランガイがポランニーの「サブシステムス」(ポランニー 1975, 1980)社会に近い構成をとっていたこと、身分の高い流動性、交易の非従属性、そして金生産現場での公正な利益分配から容易に推測できる。したがって、



後に生産現場をしっかりと抱え込んだグローバルネットワークと比較するならば、当時は、フィリピン内部においては、自発性、自立性を大きく損なう奪うものではなく、非常に緩やかなグローバルネットワークとして機能していたといえることができる。

1-2 武力による一時的な収奪とグローバルネットワークからの退出

しかし、ヨーロッパ世界システムの地理的膨張は、後付け的に「無主の土地」の領有を正当

化する「国際ルール」の下、ネットワークを大きく変化させ、「サブシステム」社会を崩壊させる。まず、スペイン人による領有は、徴税システムを正当化することとなり、実質的に基本的生産手段を失った大量の住民が、労働力をエンコミエンデーロや植民地政府、ひいてはスペイン国王に提供しなくてはならなくなった。また、それに抵抗する者への暴力行使および略奪をも正当化する。この結果、住民が所有していた金が、徴税や罰則金として取り上げられ、砂金採取や金採掘のための労働が課され、抵抗

者からは強奪された。このような金の獲得方法は、アメリカ大陸同様、長続きせず、30年ほどで奪い尽くされてしまった。同時に、未だ植民地政府の支配が行き届かない金の中心的な生産地域であったミンダナオ島やコルディレラ地方で金の採鉱に従事していた住民は、スペイン人との取引を嫌がり、生産量を激減させ、更に中国人との密貿易を選択するようになった。

このようにして、フィリピン人の金を収奪し尽くすと、生産現場の獲得を目的として、特にコルディレラ地方への遠征隊が何度にもわたって実施される。しかし、この地域の先住民族イゴロットの強固な抵抗の前に、十分な鉱業利益を得られるような金山を発見・獲得するには至らなかった。一時的な金鉱山の占有にこそ成功するが、イゴロットの襲撃から身を守り、更に険しい道のりで金鉱石をマニラまで運び出すコストを賄うほどの品位・量を手に入れることができなかったのである。1624年の大遠征を最後に、金の生産現場獲得への意欲は大きく失われ、宗主国がスペインからアメリカに移るまで、フィリピンの金が大きく取り上げられることはなかった。

上記のようなスペインによる金生産現場獲得の失敗と金採鉱者のヨーロッパ世界システムからの逃避は、「無主の土地」という「国際ルール」およびそれを支えていたグローバル・ネットワークの存在のみでは、その目的を達成するのに不十分であることを示している。軍事的な優位の下で政治的な包摂が可能であった地域でのみ、金の収奪に成功したが、そのような収奪は、生産主体の生産インセンティブを失わせたため、長くは続かなかった。ナショナルレベルでは、実質的にスペイン人が行おうとした金の収奪方法を認める制度が形成されていた。しかし、強制的な生産への従事は、生産主体の健康破壊や逃散による不足、そして、おそらくサボタージュを含めた「弱者の武器」(Scott 1985)によって、効果をもたらさなかった。

## 2. 英米法的鉱業政策

### 2-1 過渡期

米国がスペインに代わってフィリピンの領有を開始した時期は、折しも米国において世界に先駆けて企業が社会から離床した時期であった(コーテン 1997)。法人格を認められ、公共利益の呪縛から大きく解放されることとなった企業、そして土地の私的所有権、民主主義制度、教育制度がフィリピンに導入され、国際的な枠組みとして英米法の下に組み込まれた。更に、フィリピンに第二のカリフォルニア・ゴールドラッシュを夢見た大勢の米国人ゴールド・シーカーが訪れることによって、ナショナルからローカルにかけて鉱山開発を可能とするネットワークが構築されることとなる。

スペイン人のような剣と十字架による高圧的な押しつけから、先住民族との婚姻関係を基盤とした鉱山利益の共有や教育制度、そして近代的な軍事力といったアメとムチへと植民地化政策が大きく転換されたことにより、スペイン時代に遅々としていた近代国家制度の拡張が一気に速度を速めていくこととなった。この結果、フィリピン各地で鉱山、特に金の採鉱・開発が行われ、更に1920年代に成功したBalatoc金山が世界的な優良金山として世界中に宣伝されたことから、国内外からの投資も集中することとなった。国内の資本市場の整備および糖業資本の金鉱山への投資先転換、それらを原動力とするインフラ整備にも支えられ、特にコルディレラ地方において産金活動が活発化する。しかし、急速な産金活動の活性化は、先住民族との摩擦や環境破壊による鉱山地域の社会的緊張を高めることとなった。そして、暴動へと発展しかねない状況は、鉱業利益の獲得機会にもかかわらず、地方政府を地域住民保護へと動かした。1933年、ベンゲット地方政府は、地域住民の同意なしに新たに鉱業活動を行うことを禁止した。その後、もうひとつの産金地帯であるミンダナオ地域でも同様の法律が施行される。

このような地方政府の転換は、地方政府が比較的大きな行政権力を有している一方で、地域住民の積極的な武力抵抗を抑える術を有していなかったことを理由とする。

## 2-2 1936年鉱業法

鉱物資源利用に関する地域住民の影響力の増大は、しかし、長くは続かなかつた。1935年の憲法施行およびコモンウェルス政府（自治政府）への移行は、世界的な緊張と日本の軍拡を敏感に反映した結果として、これまでの地方分権から中央集権へと大きな転換を促すこととなったのである。1936年に施行された鉱業法は、この転換を強く反映させた内容となっており、以下のような役割を鉱業関係主体に与えることとなった。

まず、政府は、鉱物資源の国家所有権を根拠として、鉱業活動をコントロールする上で独占的、絶対的な権限が与えられている。この権限を用いて、政府は、採鉱主体に対して良好な環境を提供する一方、「適切な」鉱業利益分配の保障、個人財産の保護といった利益調整を行う役割を担うこととなった。ここでは、一見、資源ナショナリズムを想起させる大陸法的内容規定となっている。しかし、憲法に規定される米国の権限は、米国籍企業に対するフィリピン政府の影響力を大きく弱める。まず、米国最高裁の優越は、鉱物資源の国家所有という権限を土台から大きく揺るがすものであった。何故ならば、米国において地表権と地下資源の所有権は分離され得ず、個人や企業に所有権が認められるからである。更に、財産・個人の自由に対する米国の保障は、フィリピン政府による一方的な鉱業契約の変更を認めない。したがって、資源ナショナリズム政策に近い内容を持つ鉱業法が、その内容通りに効力を発揮し得たのは、米国人以外に対してのみであり、米国の裁判所や議会等へのアクセス能力をある程度有していた米国人の大企業家にとって、鉱業法は他の「南」鉱業諸国と同様に、英米法的内容を持つ

ものであったといえる。

一方、採鉱企業は、鉱業活動を担う中心主体であり、公共の水利権および個人の財産権を侵害しない範囲において、鉱業活動のための自由な裁量権を持つ。また、政府に対して、ロイヤルティや他の税金を支払う義務を有しているが、環境や法的根拠を持たない地域住民の保護、地域経済への積極的な貢献の義務は持たない。

地権者は、鉱業権取得希望者および取得者と競合する土地に対して、政府が鉱業活動以上の利用目的を認めない限り、鉱業活動を拒否する根拠を持たないが、「適切な」補償を受ける消極的な権利が保障されている。しかし、土地所有権を持たない地域住民は、土地や生活手段の喪失、鉱業被害、その他人権侵害等に対して、合法的な防衛手段もしくは補償獲得手段が与えられていない。企業もしくは政府の一存によって、彼ら・彼女らへの対応が決定するのである。

上述のようなフィリピン人に対して大陸法的であり、米国人に対して英米法的であるという鉱業制度の二重基準は、両制度へのアクセス能力を一部の政治家や資本家にしか与えていない前提の下で、英米法的制度が貫徹している場合よりも米国人の鉱業活動を大きく支持する。加えて、鉱業活動に対する中央集権化が、米国人の鉱業活動に対する影響力を著しく高めることとなった。

## 2-3 パトロン・クライアント関係

1935年憲法および上記鉱業法は、地域住民の影響力の拠り所であった地方政府の権限を大きく縮小することとなった。それと同時に、地方権力も、地方政府から地方選出の国会議員（上院・下院議員）へと重心を移していく。

地域住民の影響力を低める第2の要因は、政治の急速な腐敗化である。中央集権化が国会議員の影響力を高めることとなったが、国会議員の特権としてのポークバレルが、国会議員を中心としたローカルエリート<sup>2)</sup>の地元における影響力を更に高めていった。再選を果たした議員

に対して地元公共事業への全面的な裁量権が与えられることとなり、ポーカバレルに支えられた影響力を武器として、政治的腐敗構造が定着していくのである。こうした国会議員の影響力強化と腐敗構造の定着は、互いに刺激し合い、地元経済界のみならず地元の警察や軍隊へすら強い影響力を有すようになっていく。そして、50年代半ば頃より開始される反共のための本格的な軍事作戦は、中部ルソンを中心とした辺境地域への軍や警察の増強によって支えられたため、同時に、ローカルエリートの影響も更に高められることとなった。

第3の要因として、戦時中に米軍からフィリピン全土の反日組織に配布された大量の武器の存在を挙げることができる。これらの武器は、ローカルエリートの下に集められ、強力な私兵団が組織されることとなった。この私兵団は、あまりにもしばしば、ローカルエリートらの影響力行使手段として用いられ、物理的暴力手段として、またそれ以上に威嚇手段として、大きな効果を発揮した。

以上3つの要因が強固に結びついた結果、ローカルエリートを中央政府との接点とし、また地方政治の頂点としたパトロン・クライアント

関係<sup>3)</sup>を基盤としたネットワークがフィリピン全土に張り巡らされることとなった。この社会構造は、集票システム (Political Machine) を骨格とし、3G(銃 Guns, 私兵 Goons, 金 Gold) を主要な手段としている。これは、ナショナルおよびローカルなレベルでの影響力関係が3Gによって大きく規定されるようになったことを意味する。そして、パトロン・クライアント関係は、3つのG全ての格差において、ローカルエリートと他地域住民とを著しく拡大させるものである。

このような構造的な転換の下では、政治、特に鉱業利益とローカルエリートが密接に結びつく場合、鉱業の推進が強度の暴力として顕在化することとなる。I期の期間では、それは1930年代後半から日本侵略までの金ブームと50～60年代の第一次銅ブームであった。

一方、地域住民にとって、土地の所有権や中央政府へのアクセス手段は、パトロン・クライアントのネットワーク以外、実質的に存在していない。もちろん、広範な地域において、地域住民のほとんどがプロジェクトに対して強く異議を主張するのであれば、強力なローカルエリートもその動きに同調するかもしれない。その意味では、形式的ではあっても、民主主義システムが地域住民に合法的な影響力行使手段を与えているかにみえる。しかし、実際には、鉱山活動に伴う地域外からの大量の労働者の移入と地域の鉱山への依存が、民主主義システムを開発主体に有利に機能させるのである。「山や丘は、先住民の排他的財産ではない。我々の共通の財産である」との政治家の主張に顕れているように、「公共利益」が鉱山開発を正当化するのである。このため、地域住民がローカルエリートを媒介とした開発主体との摩擦において、交渉を有利に進める手段は、物理的な抵抗もしくはその威嚇に限られていたといつてよい。そしておそらく、I期の期間を通して、大規模な鉱山開発や鉱山被害に対する地域住民の抵抗が、開発の中止や操業停止という成果を勝ち取った事

2) ローカルエリートを具体的に定義することは不可能であるが、本稿はバランガイキャプテンを最下位のローカルエリートと見なしている。上位になる程、同時にナショナルエリートとしての位置づけをも有するようになり、最高位は大統領である。

3) 「社会経済的に地位の高い個人 (パトロン) が、低い地位にある個人 (クライアント) に対して、その影響力と資源を用いて、保護もしくは利益を与え、クライアントの側は、パトロンに対して個人的なサービスを含む一般的な支持と援助で報いるという、道具的な友情関係と関連する、特別な2者間のつながり」(Scott, 1972) のこと。このようなパトロン・クライアント関係の形成についての理論的整理については、川中 (2000)。また、公的経済資源の独占を基にしたパトロン・クライアント関係 (=ボシズム: Bossism) については、Sidel (1995)。なお、ボシズムとパトロン・クライアント関係を区別した研究も多いが、ここではボシズムをも含む広い意味合いで、しかし質的にはボシズムに表される上位パトロンからの強制システムを意識して、パトロン・クライアント関係を捉える。

例は存在しない。主要な鉱山開発計画は、天災、資金、経済性の理由以外、全て開発へと移行しており、操業が一時的に停止した事例も、やはりそれらの理由を除いて、少なくとも資料の上で見あたらない。もちろん、これは、地域住民との補償等を通じた合意によって、強制的ではない鉱山開発もしくは被害補償が行われた事例の存在を否定するものではない。しかし、いくつかの事例は、地域住民に対して強制的な鉱山開発の推進が可能であったことを示していると同時に、立ち退きへの合意や鉱山活動の開始に伴って、地域住民の影響力が更に弱められ、被害の増大を生じさせていることを示している。

#### 2-4 トレド銅山<sup>4)</sup>

トレド銅山は1953年に開発が開始され、1970年代には東南アジア最大、世界でも10指に入る銅山へと成長していく。しかし、その一方で、急激な操業の拡大は、アトラス社の直接的、間接的な利用地を拡大させると同時に、企業に対する影響力をほとんど有さない地域住民への被害を増大させていくこととなった。

アトラス社操業開始以前の地域住民は、そのほとんどがアシエンダ(大農場)農民であり、中規模アシエンダーロとのパトロン・クライアント関係が支配的であった。地域住民は、アシエンダーロから数ヘクタールの農地の小作権を獲得し、その農地で焼き畑によるとうもろこしの栽培、ココナツ、水稻を中心として、根菜類、バナナ、マンゴー、ココナツを収穫し、また、サパンダク川とその支流から生活水、農業用水、そして魚を得ていた。地域住民にとって、小作権と慣習的な水利権、そして、おそらく慣習的な木材利用権が、生活を支えていた。しかし、鉱山の開発、操業、拡張は、こうした地域住民の生活手段の一部もしくは全てと競合する。そして、鉱業法に加え、フィリピン有数の財閥で

あり、マグサイサイ大統領と親密な関係を有するソリアノ財閥に対して、中規模のアシエンダーロや地域住民が、鉱山活動を拒否することは非常に困難であった。ソリアノ一族のクライアントであった極一部の有力なアシエンダーロは、いち早く銅山開発のエージェントとして活動している。

銅山開発は、ソリアノ財閥のパトロン・クライアント関係を基盤として推進され、銅山のプレゼンス増大とともに、この関係も強化されていった。パトロン・クライアント関係においてナショナルとローカルのレベルをつなぐ重要な接点となっている町長についてみると、全てソリアノ財閥のクライアントとしての関係を結んでいる。

開発以前、地表権および小作権という法的な既成利益を有するアシエンダーロや地域住民は、少なくとも補償の獲得を可能とするだけの影響力を有していた。しかし、企業の補償契約人が地域住民に対して述べた、「反対しようが、反対しまいが、あなた達がここを出ていかなければならない結果に変わりはない」という言葉は、地域住民の拒否権不在を示している。更に、契約人による先述の補償約束とその「合意」獲得によって、企業は法的正当性を獲得するとともに、おそらく地域住民の抵抗感をもある程度和らげることとなった。この結果、強制的ではあったが、開発への移行が企業にとってはスムーズに進行している。しかし、地域住民の「合意」と開発・操業の開始は、特に、地域住民の企業に対する影響力を低下させることとなる<sup>5)</sup>。十分か不十分かにかかわらず、補償を行って土地の権利を得たという事実が、企業の開発・操業を正当化し、更に以下のような状況が地域住民と企業との影響力バランスを企業側に大きく

4) 本稿の例については、MacAndrew (1983) および筆者による元 NGO 職員へのインタビュー (2003年3月)、筆者による現地調査 (2005年9月) による。

5) この点は非常に重要である。何故なら、これまでの住民保護制度は、このような開発の前後での地域住民の影響力の大幅な低下を全く考慮に入れておらず、そして、この点こそが被害の拡大を促しているといえるからである。

傾けるのである。

まず、金銭的な補償についてみると、補償が契約通りに支払われない例も多く、アトラス社が独自に評価・決定した補償金も近隣で新たに小作権と家屋を取得するには、あまりにも少ない金額であった。また、アトラス社の敷地内での農地利用も場所によって禁止され、更に、鉱山活動の拡張によって、利用不可能になった。したがって、鉱山での雇用のみが、ある程度十分な生活を可能にする手段となる。そして、地域住民でトレド町に止まった人の多くが、生活の一部もしくは大部分を鉱山労働者としての収入に依存していった。しかし、当初こそ建設活動が大きな雇用源となるものの、開発終了や操業開始と同時に雇用が減少する一方で、大量の労働者が建設や鉱山での雇用を求めて近隣地域もしくは遠隔地の鉱山やマニラ等からも流入してくるため、約束されていたはずの地域住民の雇用すらも不安定化していく。また、地域住民のほとんどが高等教育を受けていなかったこともあり、単純労働を行う低賃金労働者や契約社員として雇用されていたことも、雇用を不安定化させる要因であった。更に、縁故なしに雇用を得ることが困難なフィリピンの一般的な特徴（ネボティズム）が、トレド銅山にも定着していったことに伴って、社内での地位の上昇が困難な地域住民は、雇用へのアクセスも困難になっていく。加えて、年老いた地域住民は、重労働である鉱山の単純労働を行うことができない。実際、多くの地域住民が容易に解雇され、雇用のウェイティング・リストに名を連ね続けていた。そして、ローカルエリートで最も地位の低いバランガイキャプテンが、上位パトロンから雇用ウェイティング・リストにおける優先順位決定権を与えられていた。このような鉱山雇用への依存と雇用の不安定化は、現状の生活レベルの保障を担保とした企業への不平や責任追及を不可能にしていったのである。

更に、トレド町の鉱山町としての発展が、先住の地域住民の影響力を低下させた。住民人口

は急激な増加を辿ったが、この増大の大部分は外部からの流入によって担われており、その主原動力が、銅山開発の前後で、農業から鉱山へと移っている。そして銅山開発以前のトレド住民のほとんどが、アシエンダ農民であった。このことは、トレド町において、鉱業利益に対しての農業および自然環境の相対的な重要性を大きく減少させることとなった。反対に、トレド町において、学校、病院、移動手段等、さまざまな公共サービスが、アトラス社によって提供されるようになり、鉱業利益の重要性は急上昇する。これらの出来事は、トレド町の政治的な決定において、地域住民のアトラス社に対する影響力を大幅に低下させることとなる。

アトラス社は、上記のような要因に支えられた影響力を、地域住民に対して積極的に行使していった。1966年に発生したストライキは、ほとんど全ての労働者4,000人が参加した大規模なものであったが、アトラス社から労働者に対して与えられた選択肢は次のようなものであった。鉱山での職を失うか、それとも労働組合を脱会し、一端辞職し、新規労働者として再び就職するかである。新規労働者への転換は、給料や保障等、労働環境の初期化を意味するものである。更に、マシンガンで武装した大勢のガードマンが雇われ、脅迫手段として用いられた。これらの結果、ストライキはすぐに沈静化し、要求をのんだ全ての職員が初任給からやり直し、拒否した者は解雇された。ストライキは完全に失敗に終わったのである。アトラス社は、価格上昇期での利益拡大機会を一時的に逸したが、その被害は労働者の労働環境悪化によって補填されたといえる。

上記のような強制的な鉱山開発・拡張の実施と補償約束の反故は、アトラス社に限定される現象ではなく、例えば、筆者のインタビュー経験では、I期において、ベンゲット社、レバント社、マリズケ社においても全く同様であり、おそらくは他の大規模鉱山の全てにも当てはまるものと思われる。何故なら、トレド町の

地域住民が企業に対する影響力を低めている要因は、全ての鉱山地域で当てはまるからである。鉱山地域であるミンダナオ島やネグロス島でも、直接被害を被るのはアシエンダ農民や漁民であり、被害対策のための合法的手段を持つ唯一の主体である中央政府に対して、地域住民は影響力を有していない。地方政府に対しても、パトロン・クライアント関係に阻まれてしまう。そして、鉱山町の成立によって、地域住民の労働技術的な制約故に、雇用条件・機会は悪化せざるを得ず、また、フィリピン特有の縁故雇用の蔓延と大量の雇用希望者の流入によって、益々、地域住民の影響力が低められるからである。そして、物理的な影響力手段に関しては、私兵やガードマンを有する企業や大地主と地域住民との格差を拡大させている。

### 3. 資源ナショナリズム政策

ラテンアメリカやアフリカ諸国ほど顕著ではなかったにせよ、フィリピンでもそれら諸国と同様に、鉱業活動の現地化を第一段階、国際金融機会に支えられた現地資本による積極的な鉱業開発を第二段階とした資源ナショナリズム政策がとられることとなった。特に第二段階では、重化学工業化戦略の機軸としての銅精錬所 PASAR が計画されたが、その供給のための飛躍的な銅鉱石増産を可能とするために新たな鉱業法 (1974 年鉱物資源開発令) が施行された。

#### 3-1 緩やかな現地化

フィリピンも、ラテンアメリカやアフリカ諸国と同様、高まるナショナリズムに対して伝統的エリートが抗えなくなり、鉱業の現地化が行われていく。しかし、フィリピンは、他「南」鉱業諸国よりも遥かに、鉱業の現地化を円滑に行い得た。それは、それら諸国と比べて一相対的にはあるが、1)採鉱主体が、フィリピン国内での操業に特化した多国籍企業であったこと、2)フィリピン経済における鉱業および鉱業

における多国籍企業のパフォーマンスが低かったこと、3)農地改革要求が早期に弱まったため、ナショナリスト、特に地主層からの攻撃が相対的に低くなっていたこと、4)現地化の期限がもともと L-L 協定 (ラウレルーラングレー協定) で既に決まっていたこと、5)フィリピン政府が親米および親外資路線を継続したことを主な理由とする。上記5つの要因が、一方で米政府のフィリピン戦略において、フィリピンの反共の防波堤としての役割を、L-L 協定失効による損失よりも上位に位置づけ、他方でフィリピン国内の鉱業に対するナショナリズムを低めることとなったのである。

鉱業に対するナショナリズムが比較的弱いものであったとはいえ、ナショナリストの批判対象として、米国籍企業の権利が縮小され、現地化が推し進められていったことには変わりはない。まず、1961年、産金援助法が再び施行された際、民族企業のみならず米国籍企業に対しても同様の措置が採られることについて、国会で激しい議論が展開された。最終的には、米国籍企業への差別的な待遇は見送られることとなったが、70年になると、L-L 協定失効に合わせて外国資本の出資率を減少させることが、助成条件とされた。

これに対して、米国籍企業は、フィリピン政府に対する積極的なロビー活動を展開する。しかし、その影響力は、フィリピン経済における鉱業の地位向上とは反対に、急速に低落していった。これはいくつかの大きな変化による。まず、最も重要なのは、フィリピン国内の米国人権益に対する米政府の姿勢が、景気低迷とともに消極化したことである。L-L 協定の締結時点でのフィリピン政府と米政府との交渉では、内国民待遇、貿易における米優越条件、軍事基地の存続が、特惠貿易との交換条件として米から提起されていた。しかし、L-L 協定終了間際の交渉では、マルコス大統領が従来通りの貿易における特惠条件継続を要請したが、米側は、従来と異なって、フィリピン国

内の経済的特権の条件すら提示せず、特惠条件の継続を拒否している。

加えて、日本企業による積極的なフィリピン鉱業への投融資が、米国資本市場へのアクセス能力の重要性を大きく下げることとなった。国交正常化の基礎となる日比友好通商条約(1967年)の締結以前に、他外資と比べて厳しかった日本企業に対する規制がマルコス自身によって緩和され、日本企業に対しても40%までの出資が許可された。この結果、これまで抑えられてきた日本企業の直接投資が急速な勢いで増加し、鉱業ブームは更に加熱化する。

更に、鉱業ブームをマルコス大統領が自身の利益獲得機会と認識したことが、現地化を進める上で大きな原動力となった。マルコス大統領は、米国人が大きなシェアを占める多くの優良企業に対して、持株をマルコス自身やクローニーへ売り渡すよう要請し、蓄財および政権基盤の確立を図った。鉱業も例外ではなく、ベンゲット社、マリカルム社、マルカッパー社の大きなシェアをマルコス自身が直接的もしくは間接的に獲得している。

このような影響力の変化は、米国籍採鉱企業の選択肢を大きく失わせるものとなった。これら企業は、民族資本家に株を売却し、L-L協定終了までに現地化を完成させたのである。

### 3-2 世界銀行に支えられたマルコス権威主義体制

資源ナショナリズム政策は、1972年の戒厳令を契機として、マルコス大統領(65~86年)への影響力の一極化と同時に具体化されていった。

戒厳令後の新憲法の制定は、あらゆる分野での独占排他的な権限を大統領に与えることとなった。三権と武力の掌握が行われ、強固な権威主義体制が急速に築かれていく。他方、権威主義体制への過渡期、不安定な権威主義体制を正当化するために、集中した権力を民衆の利益の増大へと振り向けるか、そのように見せかけ

る必要をも有しており、農地改革への取り組み、環境への配慮、地域格差の是正、労働条件の改善等、民衆への利益還元を目的とした制度が構築されていった。

まず、政治権力に関して、1973年に憲法の改正が行われ、マルコスの独占的な権力集中がより強く正当化された。大統領の行政権が更に拡大され、判事の任命権や立法権をも獲得し、加えて、国軍の最高司令官に自ら就いたのである。

経済面でも、民族資本家、特に、マルコス自身もしくはクローニーに対する制度的な優遇措置が与えられ、クローニーが新興財閥として新たな経済主体となっていく。一方、これまで経済の基幹を担ってきた財閥、特にマルコスの政敵となる財閥の経済機会や権益が、強制的手段もしくは制度的差別を通して、マルコスおよびクローニーに取り上げられていった。糖業、ココナツ産業、通信、エネルギー、鉱業等の重要分野へのクローニーの積極的な参入が図られ、その中核を担った<sup>6)</sup>

世銀を筆頭とする数多くの国際金融機関による、ODAを含んだ積極的なフィリピンへの融資姿勢こそが、上記のような経済主体の交代を可能とした。「反共の防波堤」の一翼を担い、世銀の推進する輸出志向工業化戦略のモデルを取り入れたフィリピンの位置づけは、国際金融機関から多額の資金を引き出すのに十分であった。このような世銀の積極的な支援は、他国際金融機関からの融資の呼び水としての役割をも果たす。この結果、マルコス政権は、「必要」なプロジェクトに対する積極的な与信活動を通して、大量の資金を目標プロジェクトへ導入し得たのである。

6) しかし、全ての財閥がマルコスによって抑圧された訳ではない。クローニー程ではないにしろ、オンピン、ソリアノ、アヤラ等、多くの財閥が政府の積極的な与信活動の恩恵に預かっている。クローニーによって取って代われる分野における財閥権益の取り崩しが行われていく一方で、クローニーと競合しない分野においては、財閥も大きな利益に与っていたといえる。

行政や立法面では、世銀等の国際金融機関や米国との繋がりを持つマネタリスト・テクノクラートが、取り仕切ることとなった。開放政策の枠組みを形成し、国際金融機関からの支援の獲得を容易にしていくのと同時に、クローニーの利益を保護するさまざまな保護主義的の制度も構築していく。

武力の面では、軍部および警察内の高官をマルコス派で固め、指揮権の集権化を図ることによって、支配力を獲得した。更に、米国からの大量の軍事援助を通して、人員、訓練、設備等の充実が図られた。加えて、財政の軍事支出の割合も72年から77年の間で9%から18%へと倍増している。これらの資金は、特に陸軍と警察軍の増強、そしてローカルエリート有する私兵の非正規軍としての治安維持機構編入へと向けられ、「治安維持」能力が高められた。「治安維持」能力の増強とマルコスによる軍の私有化、そして彼のクライアントであるローカルエリートの私兵の合法化こそが、彼の「統治を支える主要な柱」(ベリヨール 1991, p. 54)として機能したのである。

権威主義体制正当化のための民衆への利益還元運動も積極的に行われていき、農地改革がその中核を占めた。更に、1974年中期開発計画(Medium Term Development Plan 1974-77)では、地方格差是正が大きな目的のひとつとして取り上げられた。加えて、72年のストックホルム環境会議の後、「南」としては早期に、環境問題への政府の対応がなされていく。さまざまな環境調査が実施され、結果として対策が提案され、汚染への徴税・罰則を含めた環境問題への法制度化が行われることとなった。

### 3-3 1974年鉱物資源開発令

1974年、マルコス大統領は、鉱山活動の更なる活性化と鉱業利益の国家取得の最大化を促すために、1974年鉱物資源開発令(Presidential Decree 463)を発行した。まず、前文において、国家財産として経済発展へ寄与すべき鉱物資源

の開発を適切な主体である多国籍企業の補助によって達成しようとする認識が述べられているが、これは、「天然資源に対する国家の恒久主権」の理念に他ならない。こうした理念の下で、元々、他の「南」鉱業諸国と比べて国家の権限の強かった1936年鉱業法よりも、更に国家の鉱山開発における権限が強化され、加えて、その方向性が明確化されることとなった。

まず、公有地を鉱業活動に用いる独占的な権限が大統領に与えられた。また、増大する政府の権限の下で、鉱業被害から労働者や地域住民を保護する条項が設けられ、それに対する罰則規定も拡充された。更に鉱山から生じる鉱滓やテーリング等の故意による河川や海洋等への投棄の禁止と汚染や労働者の危険に対する防除措置が政府の指導の下で義務化されることとなり、企業に課される徴税、罰則、義務等に関する評価は、政府の役割であることが明確化された。

一方、企業の役割は、先述のように、フィリピンへの鉱業利益最大化および地域への利益還元を補助する主体として位置づけられており、そのための鉱業地域内での制限付きの自由な権限が付与されている。この制限は、1936年鉱業法で規定された水利権の独占禁止に、1)フィリピン人労働者の雇用および訓練の最大化、2)汚染防止、3)閉山後の地域住民や鉱山労働者への救済措置としての地域に適した産業の育成および土地の修復、4)鉱区登録からリースへの2年の移転期間制限、5)鉱区およびリースにおける作業義務、6)技術的、資本的な能力を有する者への鉱区取得者の限定を加えることとなった。反対に、1)投資奨励法に基づく一定期間の免税や利益送金を通じた投資額の保障、2)鉱区とリースの最大面積の2分野で規制が緩和された。他方、国家の期待に応えられる唯一の主体として、国家によって、優良鉱床や地表を占有する中小規模採鉱主体や生活者よりも、鉱物資源利用への優越した影響力を与えられている。

地表権者は、以前と同様に「適切」な補償の

権利を持つ消極的な鉱業利益分与者として位置づけられている。その一方で、地域住民に対しては、大きな変化が見られる。まず、鉱山活動の許可には、地表権者の外に、新たに土地占有者が加えられ、更に、地域住民に対する鉱山被害を防止する義務が企業に加えられ、汚染のみならず閉山後の地域経済にまで地域住民保護の範囲が拡大した。しかし、地域住民は、自己防衛のための合法的で主体的な手段を与えられておらず、土地利用に関して大規模採鉱企業と競合した場合、補償という消極的な利益のみを受け取るしか選択肢はない。利益分配や被害からの保護に関して、地域住民は政府の意思へ完全に依存した受動的な存在とされている。

### 3-4 地域住民に対する暴力の強化

#### 2つの方向への制度的変化

鉱物資源開発令は、戒厳令以降の政策と連動して、地域住民への政治的な対応を2つの方向、1)マルコス大統領への集権化と早急な鉱山開発の推進、2)鉱業利益の民衆への分配へと向かわせた。前者は、地域住民の合法のおよび物理的な影響力行使手段を制限し、後者は、地域住民を保護し、そして鉱業発展、補償、地域開発によって鉱業利益を地域住民および国民へ分配するものである。

マルコス政権期、鉱物資源開発令の持つ2つの方向性は、数多くの大統領令によって具体化されていった。前者に関して、地域住民に最も大きな影響を与えたのは、大統領令705(1975年)および大統領令605(74年)であった。大統領令705は、涸渇化が心配される森林資源を保護することを目的として、傾斜度18%以上の土地を全て国有地化するものである。この法律は、優良鉱床が多く眠る山岳地帯において、大量の住民を公有地の占有者(=不法居住者)とし、更に、焼き畑や生活用木材の利用、小規模採金を慣習的に行ってきた地域住民を環境破壊者とすることで、土地から追い出す根拠となった。

一方で、環境法(1977年)や環境保護を目的とした大統領令も施行された。特に重要なのは、テーリングの処理についての規定である。70年、鉱業好況期において、フィリピン政府は、アグノ川、ビュド川流域部(バギオ地区)への環境被害に対して、多額の設備投資を必要とするテーリングダムの建設を採鉱企業へ要請した。

#### パトロン・クライアント関係の中央集権化

こうした地域住民に対する2つの制度的変化は、少なくともマルコス政権期を通して、矛盾の先鋭化(政治問題化)に至るものではなかった点で、Ⅲ期と異なる。権威主義体制の構築によりパトロン・クライアント関係を媒介としてトップダウンの強制力を強めていたからである。

まず、地域住民への被害保護、利益分配、被害補償に関する規定は、三権の政治化によって、地域住民からの働きかけをⅠ期以上に制限した。中央政府への異議申し立てや要求は、より中央集権化されたパトロン・クライアント関係に依存しなければならなくなり、政治資源の中央への集中が、地方における影響力の中心を、モニシパリティ(町)や州のレベルから地域(Region)レベルの上位ローカルエリートへと移行したからである(Wolters 1989)。

更に、制度的支援によって「治安維持」能力の増大とパトロンの武力強化がなされた結果、地域住民は、国家およびローカルエリートとの武力格差を拡大させることとなった。

また、戒厳令以降の更なる中央集権化は、政治資源に関する地方政府の中央政府依存、ひいては地域住民のパトロン・クライアント関係への依存を深めることとなったが、この政治資源の「人質」(川中 2000)化の進展が、鉱山のような国家プロジェクトへの下位ローカルエリートや地域住民による異議申し立てを更に困難なものとした。

以上のように、地域住民はⅠ期に引き続き、Ⅱ期においても、特に戒厳令以降、「合法的」

な影響力および物理的抵抗による影響力を急速に失っていった。これは、潜在的な構造的暴力が更に強化されたことを意味する。そして、当初こそ地域住民への被害保護、利益分配、被害補償が規定されていたが、1) 地域住民の急速な影響力の低下、2) 鉱山開発と政府利益との結びつきの強化、3) 工業化戦略の中心的位置づけ、4) 累積債務危機と鉱山経営危機といった要因は、鉱業利益分配や被害防除管理に対する政府のインセンティブを低下させる。そして、公共利益の名の下での政府の積極的な鉱山開発の促進は、潜在的暴力を顕在化し、鉱山への地域の依存と採鉱企業の巨額な既得権益出現が、地域住民と開発主体との影響力格差の更なる拡大をもたらすこととなる。

### 武力の積極的行使

Ⅱ期における被害の深刻化は、顕著な武力格差が顕在化した結果である。軍や警察、「合法化」された私兵は、多くの場合、政府やローカルエリートの要請を媒介として、政府や企業のプロジェクトを妨げる主体に対し、積極的に暴力手段を行使していった。このため、嫌がらせ、サルベージ（見せしめのための殺害）、機銃掃射、爆撃、逮捕、レイプ等、ありとあらゆる暴力手段が、この時期、鉱山地域のみならず、全国的に採られていく。これらのほとんどは、極秘裏に行われ、一部が共産系もしくはイスラム系のゲリラの責任に転嫁され、また、一部はゲリラ撲滅作戦として正当化された。更に、武力の格差やその行使は、威嚇となってより広範囲

の地域住民の影響力を奪うこととなった。こうした出来事は、ミンダナオ島でより過激に行われた。イスラム軍事組織モロ解放戦線の存在とゲリラ活動が、軍事力の集中化と治安維持としてのその行使を正当化したのである。ミンダナオ島は、「暴力の島」と化し、圧倒的な軍事力に支えられて農園が拡大され、いくつかの鉱山開発も「円滑」に行われることとなった。

### 環境保護制度の変質

環境に対するいくつかの規制や制度の問題が、被害拡大をもたらした第2の要因である。いくつかの法制度が被害の防除や軽減を目的として施行されたが、環境被害を十分に押しとどめることはできなかった。なぜなら、その当初こそ、権威主義の強制力が調査や問題対処に反映される事例も少なくなかったが、それらは政府もしくはマルコス個人の利益を損ねない範囲内に止まったものであった。それを越えようとする動きに対しては、権威主義の強制力は逆に地域住民への被害押しつけへ向けられるのである。

当初は、鉱山発展を損なわない範囲内での被害最小化の方策として、テーリングダムの建設や環境被害の深刻化しない地域への投棄の提案がなされた上で、十分解決できない被害に対しては、被害者への補償によって賄うことが前提とされていた。しかし、被害に対して予防ではなくテーリングフィーという補償(課税)によって対処する大統領令1251(1977年)が施行された。これは、環境・住民保護という鉱物資源開発令の2つの柱の1つが、他の柱である権威主義体制によって、変質してしまったことを意味する。

まず、前章でも取り上げたトレド銅山の調査(McAndrew 1983)を取り上げる。上記のようなフィリピン政府による環境対策への取り組みが与えた変化は、1971年のトレド銅山におけるテーリング処理システムの導入や、70年代半ば以降から行われるようになった環境被害に

7) 1970年代から80年代、そして90年代初期まで続いた軍、警察の鉱山地域住民への暴力の例は枚挙にいとまがない。筆者がインタビューを通して直接聞いた限りでも、レパント社、イトゴン・スヨック社、ベンゲット社、フィレックス社(以上、ベンゲット州)、マリカルム社(ネグロス島)、アトラス社(セブ島)、リオトゥバ社、タガニート社(ミンダナオ島)の操業において、軍や警察、私兵による人権侵害が数多く生じている。こうした数多くの出来事は、近隣で軍が駐留している地区において、特に大きな威嚇手段としての効力を発揮している。

対する補償金支払に見ることが出来る。しかし、これらのシステムが十分に機能することはなかった。80年に行われたシリマン大学の海洋汚染調査(Alcala 1981)では、排出パイプ付近の大量の土砂堆積、生物種の減少、珊瑚礁の死滅等の被害に加えて、広範囲にわたる重金属の汚染も確認されている。また、サパンダク川流域の汚染問題や土砂堆積による水供給の障害等も、解決されないままであった。加えて、数多くの農民による補償支払請求も無視され続けていた。一部の農民は、不十分ながらも補償を獲得したが、多くは全く獲得できず、ローカルエリートを媒介とした抑圧の対象となった。

補償金支払いの問題は、1982年と83年にマリズケ社シバライ銅山(当時産銅量第6位)で生じた大規模なテーリング流出被害でも同様であった。2度にわたる事故では、600haと445haの農地が被害を受けた。この被害に対して、被害農民41人が被害補償請求を裁判所に訴えたが、裁判所は、その訴えを認めなかった。その後も被害請求を続けていたが、83年に、マリズケ社が倒産したため、被害補償請求もうやむやのままである<sup>8)</sup>。

更に、マリカルム社によってシバライ銅山の操業が再開された後、1985年と89年に再度テーリングのオーバーフローが生じた。裁判所から補償金支払および飲料水施設設置の命令が出され、その補償金はバラングアイキャプテンの手にこそ渡ったものの、96年の時点において、被害者の手に補償は渡っていない。

基金の設立にもかかわらず、補償金の支払いが上記のように不十分もしくは全くなされなかった直接的な原因は、テーリングフィーが低く設定されすぎていたため、集金額が被害請求総額に全く満たなかった点である。1978年から81年までの間にフィリピン政府が集金したテーリングフィーの総額は650万ペソである

が、これは全国から出された鉱山被害請求総額2,600万ペソの1/4でしかない(DENR 1981)。更に、その利用についての理解も十分明確なものではなかった。山本のインタビューにおいて、被害補償がテーリングフィーによって支払われるべきであるとのマリカルム社(シバライ銅山)の認識と異なり、テーリングフィー管轄の環境天然資源省(DENR)では、テーリングフィーは国家予算の一部に組み込まれているため、必ずしも被害補償にのみ費やすものではないとの見解を示している(山本1991)。もともと不十分な額に加えて、その利用も補償とは異なる分野へと回されてしまっているのである。

また、マルカッパー社(マリズケ島)では、テーリングの投棄が合法化される1年前の1976年に政府から海洋投棄が許可されている。また、住民運動の激化および全国的な社会不安への対処のため、81年に再び海洋投棄が禁止されたが、PASARへの供給不足を理由として、4ヶ月後に撤回された。

I期のトレド銅山でのさまざまな補償約束への反故(前節)は、影響力格差を更に拡大したII期においても当然引き継がれた。筆者がインタビューを実施した全ての事例において、ベンゲット社、イトゴン・スヨック社、レパント社、フレックス社(以上、ベンゲット州)、マリカルム社(ネグロス島)、アトラス社(セブ島)は被害住民に対して、安定的な雇用と生活の質的向上、多額の補償金、公共サービスの優先的な提供を約束したが、十分に履行されているとはいえない。そして、そのことに対する異議申し立ては、パトロン・クライアント関係を通すしかなく、部分的な補償金以上の成果を挙げる可能性は実質的に絶たれていたといつてよい。また、鉱業法で閉山後の環境修復が義務づけられていたにもかかわらず、環境修復を行った鉱山はない。1996年に鉱山局環境課に対して行った筆者のインタビューでは、その時点で既に300もの大規模の鉱山が環境修復をされずに野ざらしにされ、未だに適切な処理を行うこと

8) シバライ銅山の事例については、山本(1991), Tujan Jr. et al. (1998), 1996年の筆者によるインタビューを参考にした。

ができず環境被害を引き起こし続けていた。これらのほとんどが、Ⅱ期に閉山したものである。

## 4. 2つのグローバルネットワーク

### 4-1 「持続可能な開発」制度

TNC ネットワークおよび NGO ネットワークの2つのグローバルネットワークの摩擦は、フィリピンにおいて世界で最も早期に「持続可能な開発」制度の構築を促すこととなった。1995年鉱業法および1997年先住民族権利法、1998年鉱業法修正細則は、多国籍企業のロビー活動を通じた鉱業活動の自由化を第一段階、鉱業活動活性化に伴う被害への NGO ネットワークの抵抗圧力下で進行した持続可能性構築のための制度化を第二段階として施行されたものである。

まず、政府の役割は、国家の所有物である鉱物資源の合理的な利用・管理を通して、環境保護と鉱物資源開発・利用を両立させ、鉱業利益の内部化を促進することと決められた。具体的に、企業に対して、1)EIA と ECC (環境保証証明書)、2)フィリピン人雇用の最大化、3)地域経済への貢献、4)地方政府や地域住民の代表を含んだモニタリング・チームの設立と実施、5)税金の5点を義務づけ、更に、6)土地や権利に関する紛争の際の調停と裁決を行うことが、政府の役割として規定されている。更に、修正細則の前文で、鉱業法の基本原理の中心に「持続可能な鉱業開発」が据えられ、その達成こそが政府の役割として位置づけられることとなった。

企業は、鉱業利益の最大化を行うⅡ期同様の規定が与えられているが、投資額の回収を早め、確実化させる税的インセンティブの強化と外資規制の緩和が行われ、摩擦の解決必要日数が規定、短期化された。その一方、ECC 取得とその実施、テーリングフィーと他税金の支払い、そして自主ガイドラインおよびベスト・プラクティスが義務づけられている。

地域住民は、地域経済の発展を通じた間接的な受益主体として位置づけられている点でⅡ期と変わっていない。しかし、住民保護システムにおいて大きな変化が存在する。EIA システムが構築され、その中でヒアリングを通じた発言権とモニタリングを通じた操業管理権が与えられた。ここに初めて鉱業活動および被害防除への地域住民の積極的な参加が規定されている。特に重要な前進は、先住民族権利の向上であり、先住民族は「その先祖伝来の領地内における天然資源の収穫、抽出、開発または利用に関する優先権を持つ」ことが明記された。鉱山開発では、まずその土地を占有している先住民族コミュニティの強制を伴わない自由な同意を証明するインフォームド・コンセント (Free and Prior Informed Consent: 以下、FPIC) 証明書が必要とされ、手続きは彼ら・彼女らの言語と慣習を通して行われることとなった。加えて、企業はその先住民族に対して、総生産高の1%以上をロイヤルティとして支払うことに同意しなければならない。これら先住民族に関する行政処理・政策立案を行うにあたり、新たに大統領府直轄の独立機関として先住民族委員会 (NCIP) が設立された。この先住民族委員会は、先住民族占有地における伝統的領有権証明書や、鉱業活動に必要な FPIC 証明書の発行を行い、問題が発生した場合に鉱業活動を中断させる権利を有し、先住権の保護・促進のための計画を立案・実行する役割が与えられている。

上記のような法制度は、持続可能性を確立する制度として、環境に関する直接・間接規制、環境影響評価、先住民族権利、地方自治、住民参加、自主規制の6つのサブ制度を位置づけており(栗田2001)、栗田(2003)で述べたように、自主規制と参加がその原動力としての役割を担っている。しかし、次節で述べるフィリピンの事例は、TNC ネットワークが制度を開発偏重に変質させてしまうこと、そして制度分析で与件として位置づけられていた NGO ネットワークによって、その機能を不十分ながらも回復さ

せるようになってきていることを示している。

#### 4-2 タンバカン銅山プロジェクト<sup>9)</sup>

フィリピンのタンバカン銅山開発プロジェクトは、おそらく2つのグローバルネットワークによる上記2つの制度の機能的側面が最も顕著な事例のひとつである。本プロジェクトは、1995年にラモス大統領(当時)が住民や地方政府の意志を問うことなく、プロジェクトの許可をWMC社(オーストラリア籍)に与えたことに対して多くの地域住民およびNGOが反発し、賛成派と反対派に分かれてプロジェクトの是非について争い、2002年にWMC社が撤退を表明して決着した。ここで強調しておきたいのは、このプロジェクトが、フィリピンの国益を強く反映したプロジェクトであり、中央政府や強力なローカルエリートが従来のように積極的にプロジェクト推進のための介入を行ったにもかかわらず、そして企業も既に巨額の投資をしていたにもかかわらず、最終的にプロジェクトを拒否し得た反対派の交渉力・影響力の強さである。賛成派による反対派への物理的、精神的な抑圧やゲリラの介入こそ存在したが、大規模な武力衝突でもなく、そして経済的な要因でもなく、政府や企業によって強力に推進される大規模鉱山プロジェクトが拒否に追い込まれることは、従来、「南」諸国では考えられないことであった。これは、既存のパトロン・クライアント関係をTNCグローバルネットワークの下部に接合した形でプロジェクトの推進を図ったTNC(グローバル)ネットワークが、その被害や手続きの暴力性故に、新しく構築されてきている地域住民をひとつの起点としたNGO(グローバル)ネットワークによって、機能を阻害された出来事であったといえる。

地域住民は彼ら・彼女らの直面するさまざまな社会問題に対処するための組織を既に有して

おり、グローバルなネットワークを有するNGOと密接なつながりを有していた。プロジェクトが公的に発表されるよりも前から地域住民組織は必要な情報をオーストラリアのNGOから獲得しており、組織を専門化して更なる情報や技術の獲得、情報の共有・発信を効果的に行い、更に、同時期に存在していた国内外の鉱山問題と結びつくことに成功した。国内では反大規模鉱山運動の中心として位置づけられ、企業本国のオーストラリアでも現地での人権侵害やゲリラの介入を根拠にWMC本社へ対して強力な圧力がかけられることとなった。加えて、強い影響力を持つ数多くの国際NGOがWMC社の汚点として注目を開始したが、それが目には見えない大きな圧力をWMC社にかけたことは間違いない。なぜならば、国際NGOの強力な監視や介入の下、新しいプロジェクトで円滑に住民合意を取り付けることは、近年、非常に困難となってきたからである。グローバルな監視と圧力の下、フィリピン政府とWMC社にプロジェクトの合意手続きを行うことに同意させ、一貫して反対意見を強く発信し続けることによって、最終的に操業不安定化とイメージ悪化を恐れたWMC社に撤退を決意させることとなった。これは、制度、特にベスト・プラクティスがある程度機能を回復させたからに他ならない。そして、ここで制度回復のきっかけを作り出した自主規制に十分な圧力をかけたのが、グローバルネットワークであった。

#### 4-3 「持続可能な鉱業開発」制度の欠陥

まず、タンバカンの事例は、少なくとも自主ガイドラインのみで被害を克服できるものではないことを示している<sup>10)</sup>

そもそも、自主ガイドラインは、企業が円滑な操業や開発を阻害されるようになった対応と

9) 本プロジェクトに関する詳細については、栗田(2002)を参照。

10) WMC社の撤退決定が、自主ガイドラインを1つの媒介としてなされたことは間違いない。しかし、それは、制度の機能阻害によって深刻な被害を生じさせた後であったことも忘れてはならない。

して実施されるようになってきたものである。このことは、地域住民が円滑な操業に対して、十分な障害となり得るだけの影響力を有していない限り、自主ガイドラインの機能は保証されないことを意味する。

自主ガイドラインは、企業の自主努力でしかなく、利益の得られる範囲を越えた環境や地域住民への保護を期待することはできない。企業は、経営内容・戦略等、状況の変化によって、容易に独自の設定基準を無視しうるのである。したがって、ベスト・プラクティスの効力を十分発揮するには、地域住民が、企業の他地域での活動状況を十分把握しているのみならず、問題が生じた場合にその情報を他の鉱山地域住民や鉱山予定地の住民に対して発信ことができ、更に、現在もしくは予測可能な将来において円滑な開発・操業を妨げるだけの影響力を有していなければならないのである。強い政治影響力と専門知識・技術を有する強力なNGO等が国内に存在し、民主的な制度もそれなりに機能しているオーストラリア、カナダ、米国のような「北」鉱業諸国でこそ、自主ガイドラインはある程度の効力を発揮し得るが、このような条件の整備されていない「南」鉱業諸国では、地域住民の鉱山活動に対する影響力は制限されざるを得ず、更に、採鉱企業の「評判」を知ることもしかない。

地域住民の保護を実現する制度は、地域住民に対して自己防衛に十分な影響力を与えておらず、そして、制度を担う政府機関や企業も、装置を機能させる十分なインセンティブを有していない。鉱山の円滑な操業を妨げるだけの影響力を有する管理主体であるDENR, NCIP, 地方政府は、円滑な鉱山開発・操業ためのエージェントとして機能してしまっているのである。これは、TNCネットワークへの政府機関の包摂であり、ひいてはパトロン・クライアント関係のTNCネットワークへの包摂をも意味する。タンパカンの事例は、その点を顕著に示しており、住民参加制度の形骸化と、3G格差を通し

た暴力的な開発環境整備が行われている。

地域住民に対して円滑な鉱山の開発・操業を妨げるのに十分な影響力が与えられず、3Gに依存したパトロン・クライアント関係によって大きく規定された社会構造は、鉱山の開発・操業によって容易に潜在的な暴力を顕在化させる。多国籍企業がいくら平和的な開発を願ったとしても、地域住民が主体的に鉱山開発・操業を欲しない限り、パトロン・クライアント関係にナショナル、ローカルの合意獲得等を依存せざるを得ず、「持続可能な鉱業開発」の理念から外れざるを得ないのである。

#### 4-4 NGO グローカルネットワークの機能

「持続可能な鉱業開発」制度の欠陥にもかかわらず、タンパカンの事例は、WMC社の一海外も含めた一円滑な鉱山開発・操業の障害となり得たことにより、鉱山開発拒否に成功した。これは、反対運動が、ローカル、ナショナル、グローバルのそれぞれのレベルの活動において、相互に補完および強化することによって十分な影響力を獲得し得たからに他ならない。この結果、国内制度から排除されたNGO グローカルネットワークが、国外から自主規制に圧力を与え、それが他のサブ制度をも機能させることとなったのである。

まず、ローカルレベルからは、現地の状況がナショナルレベル、グローバルレベルに伝えられ、ナショナルレベルおよびグローバルレベルでの大規模鉱山反対運動に大きな正当化の根拠を与えていった。ここで重要な点は、被影響住民の多くが団結して反対の意思をアピールし続けたことである。

ナショナルレベルはローカル同士およびローカルとグローバルをつなぐ役割を担うのみならず、グローバルおよび個々ローカルなレベルから寄せられた情報を基に、ナショナルレベルのある程度統一された戦略を構築していく。また、手続きおよび大規模鉱山そのものの違法性のアピールは、フィリピン国内でこそ軽視され

がちであるが、グローバルレベルにおいて監視の目をその違法性に強く呼应させることとなった。

グローバルレベルからは専門技術や資金、グローバルな連帯の機会、オーストラリアでの反対運動のための技術的情報<sup>11)</sup>が提供された。そして、オーストラリア本国での反対運動の盛り上がりに加え、グローバルレベルでの監視と世界への情報発信(および情報発信能力)がWMC社に大きなプレッシャーを与えることとなったのである。

相互に補完しながら発展してきたグローバルネットワークであるが、その影響力は単なる機能の相互補完だけではなく、多くの活動分野において相互強化の関係をも作り上げてきたといえる。

「持続可能な開発」制度が機能を回復したのは、グローバルネットワークおよび自主ガイドラインという2つのサブ制度が、1国の制度的枠組みを越え、海外およびグローバルな制度に結びついているからに他ならない。

自主ガイドラインのみでは、「南」地域住民が企業に不利な情報を海外に発信することはできない。しかし、NGOネットワークが地域住民を包摂することによって、状況は全く変わってくる。それまでパトロン・クライアント関係1本であった対話・交渉ルートが多様化し、同時にそのルールも大きく変化するからである。国内では、新聞やテレビ等のメディアを利用できるようになり、環境や人権等を売りにする政治家を見方につけ、またNGOの交渉能力をも利用することができるようになる。これは、海外においても同様である。このようなパトロン・クライアント関係から対話・交渉ルートが

離れ、ナショナルレベル、そしてグローバル(インターナショナル)レベルへ広がることにより、対話・交渉に対する影響力の源泉が、3Gではなく、環境や人権、民主主義、合法性等に関する言説へと移っていく。更に、これまでの影響力の源泉であった3Gの行使は、逆に環境や人権等の言説の影響力を高めることにもなる。まさに、こうした影響力源泉の逆転現象こそが、タンバカンにおいてプロジェクト拒否を導いたのであった。

## 5. 結語

### 5-1 4つのグローバルネットワークが規定する構造的暴力

鉱物資源という世界商品に関して、その生産現場における利害主体の位置づけがグローバルネットワークによって規定される点について、明らかにしてきた。ここでは、3つ(栗田2004, 2005ab)、もしくは「南」の採鉱現場を包摂し得なかった時期を入れるならば4つ(本稿)のグローバルネットワークが分析の対象であった。

#### 「サブシステム」社会

まず、植民地化以前のフィリピンの状況からは、採鉱現場がヨーロッパ世界システムに包摂されていなかったため、フィリピン国内の金関連主体は、特定主体の利益最大化ではなく、相互の自発的な交換を目的とした緩やかなグローバルネットワークの一部としての位置づけに止まっていた。蓄積の格差や階層差こそ存在していたものの、それらは生存維持の手段としての役割が強く、互酬と再分配によって大きく規定された「サブシステム」社会としての特徴の強い社会であった。そして、植民地化以降もヨーロッパ世界システムに包摂し得なかったのは、幾たびもの大規模な遠征失敗からも明確なように、情報の欠如を前提とした武力格差によるものであった。

11) 「北」での影響力の源泉としての環境・人権に関する言説を認識し、そのような言説に沿って国際社会にアピールする技術(調査能力を含む)の習得は非常に重要である。逆に、「北」のNGO等は、「南」の生活の実態について学び、「北」での運動が地域住民の実態を反映できるような能力を身につける必要がある。

メジャーズ独占ネットワーク

「南」の鉱物資源を産業として世界システムに組み込めるようになったのは、19世紀末もしくは20世紀初期のことである。同時に植民地政府もしくは独立した「南」政府によって鉱業法が施行されるが、これは、当時の中心諸国の暗黙の了解によってルール化された契約を正当化の根拠とする英米法的な内容を持つものであった。この英米法制度の下で台頭してきたメジャーズは、本国と「南」との画然たる政治力の格差を傘に、カルテルによる価格コントロールで競争を抑え、賄賂をも含めたメジャーズへの経済的依存と、投資の多国化によって「南」の多国籍企業への従属を作り出すことに成功した。また、「南」政府も、鉱山に関して多国籍企業との交渉能力を有していなかったため、多国籍企業およびその鉱山に対する影響力はあまりにも弱かった。

このような状況の下で「南」政府が選択したのは、メジャーズとの決別ではなく、多国籍企業への円滑な活動支援であった。この結果、多国籍企業は、自己利益の最大化をナショナルレベルおよびローカルレベルで支える行政機関、

およびその基底にあり、軍や警察、私兵をも含むパトロン・クライアント関係によって構成されるネットワークを獲得したのである。これは、多くの場合、このネットワークの利益獲得組に「運良く」入り込めた一部の地域住民と、鉱物資源の利益から排除され、また鉱業活動による被害やその抵抗による二次的な被害によって不利益を被る大多数の地域住民とに、言い換えるならば、一部の受益主体と大多数の受苦主体とに、地域住民を分化することとなった。

ナショナリズムネットワーク

メジャーズ独占ネットワークに代わって構築され、影響力を握るのは、「南」政府間のネットワークを中心に、東側諸国政府、新規工業諸国政府および企業、世銀主導の国際金融機関ネットワークによって支えられたナショナリズムネットワークである。このネットワークは、「南」政府の利益、ひいてはその国の独裁者の利益の最大化を目的とし、NIEO宣言で明確化された「天然資源に対する国家の恒久主権」を正当化の根拠とするものであった。

恒久主権の確立は、「南」政府の権威主義体

表 各グローバルネットワークの特徴

グローバルネットワーク	時期	目的	正当化根拠	各レベルにおけるネットワーク		
				グローバルレベル	ナショナルレベル	ローカルレベル
メジャーズ独占ネットワーク	20世紀初期～	メジャーズ利益最大化	契約	中心諸国間関係 カルテル 投資多国化	政府機関 パトロン・クライアント関係	
ナショナリズムネットワーク	1960年代末～	「南」政府利益最大化	国家主権	非同盟諸国会議 77カ国会議 UNCTAD 世銀主導の国際金融機関 東側諸国 新興工業国政府・企業	政府機関 パトロン・クライアント関係	
TNC ネットワーク	1980年代末～	多国籍企業利益最大化	効率性&持続可能性	世銀・IMF 主導の 国際金融機関 投資多国化 TNC 共同戦略	政府機関 パトロン・クライアント関係	
NGO ネットワーク	1990年代半ば～	被害からの解放	住民自治&持続可能性	世銀, 国連ネットワーク NGO ネットワーク	住民組織	

資料：栗田英幸 (2004) 「環境破壊に対抗する『グローバルネットワーク』とサブシステム」 郭洋春/戸崎純/横山正樹編『脱「開発」へのサブシステム論：環境を平和学する！ 2』法律文化社より一部修正

制を正当化することとなり、ほとんどの「南」資源国政府が独裁政権を強化していく。その過渡期こそ、社会的安定を図るために、ポピュリスト的な人気取り政策が、独裁者への権力の一元化と同時に推し進められていくが、独裁政権の基盤が強化され、鉱業利益と国家利益、ひいては独裁者の個人的利益との関係が直接的なものとなるにつれ、鉱業利益の地域住民への分配や被害からの保護は軽視され、特に経済危機下においてその度合いが強まることとなった。ナショナル、ローカルにおいては、メジャーズ独占ネットワーク時と同様に行政およびパトロン・クライアントのネットワークが用いられたが、独裁者による政治資源の独占によって、そのネットワークが今まで以上に独裁者に一元化されている点で、以前と異なる。地域住民と鉱山推進主体との影響力格差は、以前にも増して拡大し、また積極的に鉱業活動の推進に影響力が使用されたため、地域住民の被害は著しく拡大・深刻化することとなった。

#### 「持続可能な開発」制度を支える2つのネットワーク

ナショナルリズムネットワークは、その経済的非効率性および非人権性故に、TNCネットワークとNGOネットワークの2つのネットワークから攻撃され、崩壊する。その当初こそ、世銀や国連を媒介として、2つのネットワークは、非意図的ではあったにしろ、互いに権威主義打倒に対して協調的に機能した。しかし、両者の目的を達成する手段である大規模鉱山の推進と住民自治がトレードオフの関係にあることから、両者の摩擦は先鋭化する。

TNCネットワークはNGOネットワークよりも早くに、世銀・IMF主導の国際金融機関ネットワーク、自社の投資ネットワーク、自国政府をも含めた多国籍企業間のネットワーク、そして「南」行政機関とパトロン・クライアント関係とつながることによって、多国籍企業による鉱山開発を推進するための機能的なグローバル

ネットワークを構築し得た。この結果、多国籍企業は、鉱業制度に対して得た影響力を駆使し、経済的および環境的な効率性を正当化の根拠として、鉱山開発・操業を担っていった。

環境的な効率性向上は、規模拡大や鉱業の活性化とセットで推進されたため、地域住民の主体的な参加を抑圧せざるを得ず、鉱業の円滑化に従来の行政機関とパトロン・クライアント関係を利用したことから、その抑圧は更に強められることとなった。その結果、使用技術の飛躍的な向上にもかかわらず、被害の拡大・深刻化が生じる。この被害の深刻さに後押しされたことにより、そして何より重要な点として、ナショナルリズムネットワークに対する一見無意味な敗北の連続であった抵抗運動の蓄積の成果として、この時期になって「南」地域住民と「南」NGO、「北」NGOとの間でグローバルネットワークがようやく構築されることとなった。また、NGOが世銀や国連への積極的な参加を通して、環境や人権に関する決定に大きな影響力を有するようになっていたことから、ようやくNGOのネットワークを通じて地域住民の意見がグローバルレベルに反映される道ができた。この結果、グローバル・スタンダード、特に環境、人権、先住民族権利において大きな前進を生み出し、その成果は「南」の鉱業制度にも導入されていった。

2つのグローバルネットワークの摩擦は、被害の拡大・深刻化が進行している点からすると、未だTNCネットワークに分があるようにもみえる。しかし、実際には、不安定性とコストの増大によって経営状況を急激に悪化させてきている多国籍企業も少なくなき、更に、NGOネットワークに支えられて住民の多国籍企業に対する影響力が著しく高められてきている地域も急速に拡大している現状を見落としてはならない。このような地域住民の影響力拡大の背景に存在するのは、交渉ルートの多角化、グローバル化により、影響力の源泉に大きな逆転が生じたからである。従来は、ナショナル、ローカ

ルの両レベルにおいて、パトロン・クライアント関係の下、政治経済力や武力の格差が影響力の強さを決定した。しかし、グローバルレベルでの交渉ルートの出現は、影響力の源泉を、そのような非民主的、非人権的な強制手段から環境や人権、地域住民の生活等に関する言説へと置き換えるのみならず、暴力的な強制手段を、逆に影響力の低下要因として位置づけるようになる。そして、新たな影響力の源泉とTNCの依存するパトロン・クライアント関係とは相容れない。

### 5-2 3つの制度に貫徹する開発主義

3つの時期に執行された英米法制度、資源ナショナリズム制度、「持続可能な鉱業開発」制度は、直接的な利害関係主体間の影響力関係に相違こそあれ、獲得鉱業利益の最大化を目的としたものであり、また、それぞれの時期のグローバルネットワークも、その目的達成のために機能している点で質的に異なるものではない。英米法制度では、メジャーズの利益最大化が目指され、資源ナショナリズム制度では、「南」政府の鉱業利益取り分、そして「持続可能な鉱業開発」制度では、鉱業利益そのものの最大化—しかし、直接従事主体が多国籍企業である点で、実際上は、当然ながら多国籍企業利益が最優先されることとなる—のために機能している。ここでは、鉱物資源は効率的に、言い換えるならば大規模に開発されなければならない対象として認識される。「持続可能な鉱業開発」制度においても、地域住民の意思を尊重しつつも、市場原理および辺境地域での貧困状況故に、鉱物資源の開発がなされるものと楽観視していることは間違いない。

大規模鉱山開発を前提とする一方で、地域住民を取り巻く構造的暴力に対しては、それぞれの制度において不十分にしか対処されていない。英米法制度の理論的背景としての自由貿易と国際分業による単純な近代化論は、資源を非効率にしか利用できない「南」のナショナル

ローカルレベルでの社会構造が問題とされ、資源ナショナリズム制度では、「南」「北」の産業構造および主権に関する格差というグローバル・ナショナルなレベルの社会構造が問題として認識されているに過ぎない。「持続可能な鉱業開発」制度に関しても、再び資源の（環境をも含む）非効率的な利用というナショナルローカルレベルの問題が注目されると同時に、市場原理に基づいた企業行動としての自主ガイドラインのナショナルローカルレベルへの導入、そしてプロジェクト内部（ローカルレベル）における参加とエンパワーメントの問題が、新たに加えられたに止まる。従来制度における地域住民自身の影響力は、手放して国家や企業の良心に委ねられるか、プロジェクト内部に閉じこめられてしまい、制度の枠組みおよび執行に対して十分に強化されていないのである。

上記のような開発主義的発想による不十分な構造変革は、メジャーズ独占ネットワーク、ナショナリズムネットワーク、そしてTNCネットワークという3つのグローバルネットワークを骨格とした構造的暴力によって、容易に破壊され、同化されてしまった。これは、3つのネットワークとも、パトロン・クライアント関係という強度の暴力構造をナショナル、ローカルのレベルで組み込んでおり、グローバルネットワークが、その暴力装置を強化してしまうことによって生じている。このように、軽率な鉱業利益拡大の試みは、鉱業関連主体の積極的な行動を引き出す結果、潜在的な影響力格差(=暴力)を顕在化させてしまうのである。

このような開発主義は、何重もの問題のすり替えによって、問題の根源を覆い隠しているため、そこからの脱却を困難にする。「持続可能な鉱業開発」制度においては、市場原理の基となる被害や人権に関するコスト格差および貧困問題が、「南」諸国もしくは辺境地域での鉱業活動を正当化する。しかし、本来、それ自体が鉱物資源の開発有無とは切り離された構造的暴力の問題として取り上げられるべきものであ

る。十分に地域住民のリスクを軽減できない貧困(もしくは経済格差)脱却機会を「挑戦」として押しつける開発主義は、道義的に受け入れられるものではない。更に、「持続可能な社会」作りという全地球的な行動にリスクの偏重を組み込んでしまうことにもなる。地域住民による十分な情報の下に判断した主体的な鉱山開発受入れの可能性を排除している訳ではない。しかし、貧困問題や市場原理に基づいた安易な開発是認が、意識的であれ、無意識的にならぬ、グローバルな構造的暴力をも是認する開発主義の罠に陥らせてしまっている点を見逃してはならない。

### 5-3 開発主義を超えるグローバルネットワークの可能性

グローバルな構造的暴力を克服するためには、開発主義から脱却し、地域住民に自己防衛のためのグローバルな影響力をより積極的に委譲しなければならない。そして、このような変化の媒介として、NGO ネットワークが大きな役割を果たし始めてきている点は、前述の通りである。

開発主義からの脱却手段としてのNGO ネットワークの重要な機能は、第1に、開発主義と異なる視点からの情報や議論を促進する点である。NGOの主張が中立的なものであると主張するつもりはない。NGOの掲げる環境、人権、民主主義という「理想論」は、そのままではあまりにも地域住民の立場からかけ離れているからである。しかし、それらの概念は地域住民に無意味なものではなく、議論をし、主張を作り上げていく上での接点としての重要性は高い。NGO ネットワークを媒介とすることによって、地域住民は、専門家や同様の状況に置かれている他地域の住民、そして企業や政府との議論の積み上げが可能となり、その結果として、自らの生活に即した言説を、環境、人権、民主主義といった概念と関係させながら、作り上げてきている。

第2の重要な機能は、前章でも取り上げた影響力源泉の逆転現象である。議論をグローバルに展開できるようになることによって、鉱業制度や地域住民自らの生活に対する影響力の源泉が、環境、人権、民主主義等の「普遍的」価値に関する言説に置かれるようになる一方で、暴力行為は、それが顕著であればある程、暴力行使主体の影響力を低下させるようになった。NGO ネットワークは、このような暴力の強度と正反対に連動するよう影響力を規定するのである。

第3は、上記2つのような特徴を持つ主張が、実質的に鉱業制度を規定するローカル、ナショナル、グローバルそれぞれのレベルの主体に対して行えるようになった点である。3つのレベルで影響力を維持する試みは、暴力装置の機能を弱め、暴走を食い止められるようになってきている。

このように、地域住民が、必要な情報や議論によって自らの生活と「普遍的」な価値を強く反映させた言説を作り上げ、それら言説に影響力の源泉が置かれるようなルールの下で、3つのレベルへその言説を主張できるようになることによって、開発主義は、逃げ場を失い、地域住民は、鉱山活動の円滑な活動を阻害し得る影響力を獲得することとなる。

#### 【参考文献】

- 川中豪 (2000) 「フィリピン地方都市における権力メカニズム：ナガ市の事例」『アジア経済』アジア経済研究所 41(1)
- 栗田英幸 (2005a) 「鉱業史再考(5)ー鉱業政策における相互影響とグローバル・ネットワーク(3)」『愛媛大学経済論集』24 卷 3 号
- 栗田英幸 (2005b) 「鉱業史再考(4)ー鉱業政策における相互影響とグローバル・ネットワーク(2)」『愛媛大学経済論集』24 卷 2 号
- 栗田英幸 (2004) 「鉱業史再考(3)ー鉱業政策における相互影響とグローバル・ネットワーク」『愛媛大学経済論集』23 卷 3 号
- 栗田英幸 (2003) 「鉱業史再考(1)ー既存研究の限界と必要とされる新たな視点」『愛媛大学経済論

- 集』22巻3号
- 栗田英幸 (2002) 「巨大資源開発における『持続可能な開発』制度の新たな局面—フィリピン, タンパカン銅山プロジェクトの事例を通して」『愛媛大学経済論集』22巻1号
- 栗田英幸 (2001) 「『持続可能な開発』の欠点と NGO グローバルネットワークの役割—フィリピン, サンロケダム開発の現場より」『愛媛大学経済論集』21巻1号
- 栗田英幸 (1998) 「フィリピンにおける金の世界資本主義システムへの編入がもたらした暴力構造—ヨハン・ガルトウングの暴力概念を用いて—」『国際文化研究』第5号
- 趙汝カツ (1225) 『諸藩史』
- 山本宗輔 (1991) 『ネグロス 嘆きの島』第三書館
- コーテン, デービッド C. (1997) 『グローバル経済という怪物: 人間不在の世界から市民社会への復権へ』シュプリンガー・フェアラーク東京
- ボランニー, カール (1980) 『人間の経済 [1・2]』岩波書店
- ボランニー, カール (1975) 『経済の文明史』日本経済新聞社
- ベリョー, W. (1991) 『フィリピンと米国: LIC 戦略の実験場』連合出版
- MacAndrew (1983) *The Impact of Corporate Mining on Local Philippine Communities*, ARC Publication
- Tujan Jr., Antonio A., and Guzman, Rosario Bella (1998) *Globalizing Philippine Mining*, IBON
- DENR (1981) *Progress Report on the Implementation of P. D. 1251*
- Alcala, A. C. (1981) *Ecology of Philippine Coastal Ecosystems*, Silliman University
- Wolters, Williem (1989) Rise and Fall of Provincial Elites in the Philippines: Nueva Ecija from the 1880s to the Present Day, *SOJOURN: Social Issues in the Southeast Asia*, 4(1)
- Scott, James C. (1985) *Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance*, Yale University Press
- Scott, James C. (1972) Patron-Client Politics and Political Change in Southeast Asia, *American Political Science Review* 66(1)
- Sidel, John Thayer (1999) *Capital, Coercion, and Crime: Bossism in the Philippines*, Stanford University Press